

議案第 80 号

松阪市原田二郎旧宅条例の一部改正について

松阪市原田二郎旧宅条例（平成 24 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 5 月 21 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市原田二郎旧宅条例の一部を改正する条例

松阪市原田二郎旧宅条例（平成 24 年松阪市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号ただし書中「その翌日」を「翌日以後の最初の休日でない日」に改める。

第 5 条第 5 項中「及び第 3 項」を「、第 3 項及び第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を割り引くことができる。この場合において、入館料は、別表中割引欄に定める額を適用するものとする。

別表中「入館券」を「通常」に、「共通券」を「割引」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 団体は、20 人以上の場合に適用する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。